【規程番号　神女大短Ⅰ－008】

神戸女子大学・神戸女子短期大学危機管理委員会規程

（目 的）

第１条　この規程は、神戸女子大学及び神戸女子短期大学において発生する様々な事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処することを目的として常設する危機管理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

（審議事項）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 学内外の危機に関する情報の収集及び分析に関すること。

(2) 危機への対応策の検討、立案及び実施に関すること。

(3) 危機管理マニュアルの作成、見直し及び周知に関すること。

(4) 学生及び教職員に対する適切な情報提供に関すること。

(5) 学生及び教職員への啓発及び訓練の実施に関すること。ただし、訓練の実施に関しては「防火・防災管理委員会」と連携して行うこととする。

(6) 危機対策本部の組織体制の立案及び活動内容の立案及び決定に関すること。

(7) 緊急時の情報伝達体制の整備に関すること。

(8) 危機対策本部の設置場所、備品及び通信機器の準備に関すること。

（組 織）

第３条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学長の指名する委員長

(2) 国際交流推進部長

(3) 学生部長

(4) 教員若干名

(5) 理事（事務統括責任者）

(6) 教務事務部長

(7) 学生事務部長

(8) 情報センターに配置する職員　１名

(9) 施設管財課長

(10) 前項第２号から第９号までの委員は、委員長が委嘱する。

（任 期）

第４条　委員の任期は、職務上委員となるものを除き１年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第５条　委員長は学長の指名による。

２　委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

３　委員長は委員会を統括し、審議の内容および結果を学長に報告する。

（委員以外の者の出席）

第６条　委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことが

できる。

（事 務）

第７条　委員会の事務は、内部監査室が行う。

（雑 則）

第８条　この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

（規程の改廃）

第９条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、神戸女子大学危機管理委員会規程及び神戸女子短期大学危機管理委員会規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年７月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。（事務組織名称の変更）

附　則

この規程は、令和８年７月１日から施行する。